

社会福祉法人小千谷北魚沼福祉会役員等報酬規程

(平成29年3月17日制定)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小千谷北魚沼福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 役員については、年額報酬及び費用弁償を支給することとする。
- (2) 評議員については、日額報酬及び費用弁償を支給することとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額とする。
- (2) 費用弁償については、社会福祉法人小千谷北魚沼福祉会役員等の費用弁償支給規程に定める額とする。

(法人職員給与との併給)

第4条 法人の常勤職員を兼ね、職員給与を支給している役員等は、本規程に基づく役員等の報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事長の報酬については、月割により職員給与規程に定める給与支給日に支給し、端数は年度末の支給の際に調整する。費用弁償については、当月分を翌月の報酬支給日に支給する。
- (2) 理事及び監事の報酬については、毎年度末に支給し、費用弁償については、理事会等に出席した都度、支給する。ただし、退任し又は解任された場合の報酬は、その日の翌月末日までに支給する。
- (3) 評議員に対する報酬及び費用弁償は、評議員会に出席した都度、支給する。
- (4) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬額の決定)

第6条 法人の全理事の報酬総額は、年間650,000円以内とする。

2 法人の全監事の報酬総額は、年間100,000円以内とする。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人小千谷北魚沼福祉社会役員の報酬に関する規程（昭和60年3月29日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（役員等の報酬）

役職名	報酬
評議員	日額 5,000円
理事長	年額 400,000円
理事	年額 50,000円
監事	年額 50,000円